

総基料第317号  
令和2年12月18日

一般社団法人電気通信事業者協会  
会長 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹内 芳明

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の遵守について  
(要請)

「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(令和2年10月27日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG)(以下「WG報告書」という。)において、固定ブロードバンドサービスに関し、開通工事費が期間拘束契約の期間を超える分割支払いしか選択できないことや、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いを選択した場合に割引等を有利にすること、違約金が不要で解約できる期間(以下「無料解約期間」という。)が3か月未満であることは、過度な囲い込みと考えられる事例としてガイドラインにより一定の考え方を示すこと等により改善を図るべきとの提言があった。

提言を踏まえ、上記の事例が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)上問題となることを明確化するため、総務省及び公正取引委員会は「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下単に「指針」という。)の改定を行い、本日、指針の公表を行ったところである。

固定ブロードバンドサービスにおける利用者利益の保護の観点から、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者における指針の遵守を求めるとともに、指針への対応状況を把握する必要があるため、下記の事項に関して貴団体会員各社への周知及び報告を求めることとし、その旨要請する。

## 記

### 1 指針等を踏まえた措置に関する周知

指針及びWG報告書を踏まえ、次の（１）及び（２）に掲げる固定ブロードバンドサービスを提供する事業者において求められる措置について、（１）の措置は令和３年７月１日以降に新たに締結する契約に対して、（２）の措置は令和３年７月１日以降に満了を迎える契約に対して実施すべき旨、貴団体から会員各社に対し周知すること。この際、令和３年７月１日時点において、（１）及び（２）に掲げる措置を実施していない固定ブロードバンドサービスを提供する事業者については、総務省として、その理由について説明を求める等、更なる措置を実施することがある点についても併せて周知すること。

（１）工事費の分割回数及び割引・キャッシュバックに関する措置

① 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間以下の分割支払い期間を選択できるようにすること。

② 固定ブロードバンドサービスに係る工事費の割引やキャッシュバックについて、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その総額を有利としないこと。なお、工事費相当の割引又はキャッシュバックを分割して提供している場合には、期間拘束契約の期間内にその全額を享受できることが望ましい。

（２）無料解約期間に関する措置

固定ブロードバンドサービスについて、少なくとも３か月間、無料解約期間を設けること。なお、無料解約期間については、契約満了の当月、翌月及び翌々月を含めることが望ましい。

２ 措置の検討状況及び実施状況の報告

貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の実施に向けた検討状況について、次の①から③までの内容をとりまとめ、令和３年１月末日までに総務省へ報告すること。

- ① 措置の実施予定の有無
- ② 措置の実施予定時期
- ③ 実施予定の措置の内容

また、貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の各月の実施状況についてとりまとめ、当面の間、翌月の15日までに総務省へ報告すること。

なお、貴団体から報告を受けた内容について、総務省は貴団体及び会員各社の正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に審議会等に報告し、公表することがあり得る旨申し添える。

以上

総基料第317号  
令和2年12月18日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
会長 会田 容弘 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹内 芳明

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の遵守について  
(要請)

「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(令和2年10月27日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG)(以下「WG報告書」という。)において、固定ブロードバンドサービスに関し、開通工事費が期間拘束契約の期間を超える分割支払いしか選択できないことや、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いを選択した場合に割引等を有利にすること、違約金が不要で解約できる期間(以下「無料解約期間」という。)が3か月未満であることは、過度な囲い込みと考えられる事例としてガイドラインにより一定の考え方を示すこと等により改善を図るべきとの提言があった。

提言を踏まえ、上記の事例が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)上問題となることを明確化するため、総務省及び公正取引委員会は「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下単に「指針」という。)の改定を行い、本日、指針の公表を行ったところである。

固定ブロードバンドサービスにおける利用者利益の保護の観点から、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者における指針の遵守を求めるとともに、指針への対応状況を把握する必要があるため、下記の事項に関して貴団体会員各社への周知及び報告を求めるとし、その旨要請する。

## 記

- 1 指針等を踏まえた措置に関する周知

指針及びWG報告書を踏まえ、次の（１）及び（２）に掲げる固定ブロードバンドサービスを提供する事業者において求められる措置について、（１）の措置は令和３年７月１日以降に新たに締結する契約に対して、（２）の措置は令和３年７月１日以降に満了を迎える契約に対して実施すべき旨、貴団体から会員各社に対し周知すること。この際、令和３年７月１日時点において、（１）及び（２）に掲げる措置を実施していない固定ブロードバンドサービスを提供する事業者については、総務省として、その理由について説明を求める等、更なる措置を実施することがある点についても併せて周知すること。

（１）工事費の分割回数及び割引・キャッシュバックに関する措置

① 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間以下の分割支払い期間を選択できるようにすること。

② 固定ブロードバンドサービスに係る工事費の割引やキャッシュバックについて、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その総額を有利としないこと。なお、工事費相当の割引又はキャッシュバックを分割して提供している場合には、期間拘束契約の期間内にその全額を享受できることが望ましい。

（２）無料解約期間に関する措置

固定ブロードバンドサービスについて、少なくとも３か月間、無料解約期間を設けること。なお、無料解約期間については、契約満了の当月、翌月及び翌々月を含めることが望ましい。

２ 措置の検討状況及び実施状況の報告

貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の実施に向けた検討状況について、次の①から③までの内容をとりまとめ、令和３年１月末日までに総務省へ報告すること。

- ① 措置の実施予定の有無
- ② 措置の実施予定時期
- ③ 実施予定の措置の内容

また、貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の各月の実施状況についてとりまとめ、当面の間、翌月の15日までに総務省へ報告すること。

なお、貴団体から報告を受けた内容について、総務省は貴団体及び会員各社の正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に審議会等に報告し、公表することがあり得る旨申し添える。

以上

総基料第317号  
令和2年12月18日

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
会長 井村 公彦 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹内 芳明

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の遵守について  
(要請)

「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(令和2年10月27日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG)(以下「WG報告書」という。)において、固定ブロードバンドサービスに関し、開通工事費が期間拘束契約の期間を超える分割支払いしか選択できないことや、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いを選択した場合に割引等を有利にすること、違約金が不要で解約できる期間(以下「無料解約期間」という。)が3か月未満であることは、過度な囲い込みと考えられる事例としてガイドラインにより一定の考え方を示すこと等により改善を図るべきとの提言があった。

提言を踏まえ、上記の事例が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)上問題となることを明確化するため、総務省及び公正取引委員会は「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下単に「指針」という。)の改定を行い、本日、指針の公表を行ったところである。

固定ブロードバンドサービスにおける利用者利益の保護の観点から、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者における指針の遵守を求めるとともに、指針への対応状況を把握する必要があるため、下記の事項に関して貴団体会員各社への周知及び報告を求めるとし、その旨要請する。

## 記

### 1 指針等を踏まえた措置に関する周知

指針及びWG報告書を踏まえ、次の（１）及び（２）に掲げる固定ブロードバンドサービスを提供する事業者において求められる措置について、（１）の措置は令和３年７月１日以降に新たに締結する契約に対して、（２）の措置は令和３年７月１日以降に満了を迎える契約に対して実施すべき旨、貴団体から会員各社に対し周知すること。この際、令和３年７月１日時点において、（１）及び（２）に掲げる措置を実施していない固定ブロードバンドサービスを提供する事業者については、総務省として、その理由について説明を求める等、更なる措置を実施することがある点についても併せて周知すること。

（１）工事費の分割回数及び割引・キャッシュバックに関する措置

① 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間以下の分割支払い期間を選択できるようにすること。

② 固定ブロードバンドサービスに係る工事費の割引やキャッシュバックについて、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その総額を有利としないこと。なお、工事費相当の割引又はキャッシュバックを分割して提供している場合には、期間拘束契約の期間内にその全額を享受できることが望ましい。

（２）無料解約期間に関する措置

固定ブロードバンドサービスについて、少なくとも３か月間、無料解約期間を設けること。なお、無料解約期間については、契約満了の当月、翌月及び翌々月を含めることが望ましい。

２ 措置の検討状況及び実施状況の報告

貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の実施に向けた検討状況について、次の①から③までの内容をとりまとめ、令和３年１月末日までに総務省へ報告すること。

- ① 措置の実施予定の有無
- ② 措置の実施予定時期
- ③ 実施予定の措置の内容

また、貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の各月の実施状況についてとりまとめ、当面の間、翌月の15日までに総務省へ報告すること。

なお、貴団体から報告を受けた内容について、総務省は貴団体及び会員各社の正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に審議会等に報告し、公表することがあり得る旨申し添える。

以上

総基料第317号  
令和2年12月18日

一般社団法人テレコムサービス協会  
会長 鈴木 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹内 芳明

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の遵守について  
(要請)

「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(令和2年10月27日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG)(以下「WG報告書」という。)において、固定ブロードバンドサービスに関し、開通工事費が期間拘束契約の期間を超える分割支払いしか選択できないことや、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いを選択した場合に割引等を有利にすること、違約金が不要で解約できる期間(以下「無料解約期間」という。)が3か月未満であることは、過度な囲い込みと考えられる事例としてガイドラインにより一定の考え方を示すこと等により改善を図るべきとの提言があった。

提言を踏まえ、上記の事例が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)上問題となることを明確化するため、総務省及び公正取引委員会は「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下単に「指針」という。)の改定を行い、本日、指針の公表を行ったところである。

固定ブロードバンドサービスにおける利用者利益の保護の観点から、固定ブロードバンドサービスを提供する事業者における指針の遵守を求めるとともに、指針への対応状況を把握する必要があるため、下記の事項に関して貴団体会員各社への周知及び報告を求めることとし、その旨要請する。

## 記

### 1 指針等を踏まえた措置に関する周知

指針及びWG報告書を踏まえ、次の（１）及び（２）に掲げる固定ブロードバンドサービスを提供する事業者において求められる措置について、（１）の措置は令和３年７月１日以降に新たに締結する契約に対して、（２）の措置は令和３年７月１日以降に満了を迎える契約に対して実施すべき旨、貴団体から会員各社に対し周知すること。この際、令和３年７月１日時点において、（１）及び（２）に掲げる措置を実施していない固定ブロードバンドサービスを提供する事業者については、総務省として、その理由について説明を求める等、更なる措置を実施することがある点についても併せて周知すること。

（１）工事費の分割回数及び割引・キャッシュバックに関する措置

① 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間以下の分割支払い期間を選択できるようにすること。

② 固定ブロードバンドサービスに係る工事費の割引やキャッシュバックについて、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その総額を有利としないこと。なお、工事費相当の割引又はキャッシュバックを分割して提供している場合には、期間拘束契約の期間内にその全額を享受できることが望ましい。

（２）無料解約期間に関する措置

固定ブロードバンドサービスについて、少なくとも３か月間、無料解約期間を設けること。なお、無料解約期間については、契約満了の当月、翌月及び翌々月を含めることが望ましい。

２ 措置の検討状況及び実施状況の報告

貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の実施に向けた検討状況について、次の①から③までの内容をとりまとめ、令和３年１月末日までに総務省へ報告すること。

- ① 措置の実施予定の有無
- ② 措置の実施予定時期
- ③ 実施予定の措置の内容

また、貴団体会員各社における１（１）及び（２）に掲げる措置の各月の実施状況についてとりまとめ、当面の間、翌月の15日までに総務省へ報告すること。

なお、貴団体から報告を受けた内容について、総務省は貴団体及び会員各社の正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に審議会等に報告し、公表することがあり得る旨申し添える。

以上